

ハートネット通信

H23年5月号

大竹市議会議員 細川まさこ

連絡先 電話 090-5377-4983

大竹市玖波8丁目5-23

田の稲がすくすく育っています。

連休明けの大雨で、本市の水不足もだいぶ解消されたようです。「田んぼの水が足りなくて」と心配の声を聞いていましたが、殆どどの地区で無事田植えができたようでホッとしています。6月になると雨の季節になります。「恵の雨」になる事を願うばかりです。

6月1日～定例議会が始まります。

現議会任期中で最後の定例議会です。20日に執行部から議案が提出されました。主な議案は

○消防団員の定年を延長する条例改正で、分団長と副分団長は60歳から65歳、部長以下の団員は58歳から60歳に引き上げるものです。

○3月議会で継続審査とした議案「訴えの提起」について

(※右側の解説をお読みください)

○議員報酬の期末手当カットの条例案(住民からの直接請求によるものですが、法律に基づく手続きが必要で20日の時点ではまだ議会に提出されていません)

その他は報告と認定事項などです。

3月議会は、初めてTV中継されました。ごらんになられた方から、議会中の議員の態度がよく分かると感想をいただいています。公民館でも見るができますから、どうぞご覧になって下さい。



「訴えの提起」について

大竹中学校とハローワークの間の道が行き止まりになっているのは皆さんご存じだと思います。市は、この道を白石の市営住宅方面につなげる工事をするために、現在妨げになっている物件を強制的に撤去できる手続きをしようとしています。市が市民を相手に裁判所に訴えてまで強制的に撤去するという事は大変重い決断です。そもそもの始まりは……

- ① 昭和32年、都市計画道路「南栄下白石線」が決定された。(玖波青木線の終点から白石方面に延びる道で、当初の計画と現在の道とは若干ずれている。)
- ② 昭和40年～47年、この道路の県施行部分の工事をする。(この時点で、計画図面からずれて工事をしてしまった。原因不明。)
- ③ 昭和47年～50年、市の施行部分の工事をするが、ハローワークの前で工事が中断。(裁判の記録では、市は工事を始める前から計画図面と工事の道が違う事を認識していた。さらに当該地権者から何度も図面の違いを指摘されていたが、指摘された時点で工事を中断することはなかった。)
- ④ 工事の終了後、当初の計画と違う道路ができてしまったので、計画を現実に合わせるために、都市計画の変更の手続きをした。
- ⑤ 当該地権者の土地の強制収容をして、現在、道路予定地は市の所有となっている。
- ⑥ 昭和59年当該地権者が「都市計画の変更の無効」などを訴えて裁判になる。
- ⑦ 平成11年最高裁の判決が出て結審する。(原告の請求棄却となり、市は強制撤去のお墨付きをいただいた事になる)

議案が付託された生活環境委員会では調査が必要として継続審査としました。5月16日に委員会が開催されましたが、引き続き継続となっています。

議会の役割・議員あり方について考えて下さい

市長の追認機関なら議会は必要ない？

お気持ちは分かりますが、では、市長の提案になんでも反対する議会（または議員）が求められる議会でしょうか？市民に必要とされる議会にはどのような力が必要でしょうか。私が考えるのは、

- ① 市長の提案や執行を監視する力。
- ② 議会から市長に提案する力。
- ① ②を支える力として、
- ③ 市民から信頼される力。

私は、この3点について議会は力を付ける努力が必要だと思います。しかし現在の議会が力不足とはいえ、最近の極端な議会不要論には全く同意できないし、今の議会が力不足だから報酬を下げるべきだとの議論も安直にすぎると考えます。

議会改革も進めてきました・・・

議会での審議を深めるために、一般質問を一問一答とする、市長に反問権を与える、予算決算特別委員会の運営方法を工夫するなど様々な改革をしてまいりました。

「市議会だより」では、賛否表や議員の討論の掲載など、市民の皆様には議会の情報をお届けする工夫もしてまいりました。5月18日の議会改革研究会では、引き続き改革を続ける確認がされました。実行性のある議会基本条例を作ることを視野に入れた議会の意思だと思います。

5月のおしゃべりサロン

5月28日(土)14:00～
コミュニティサロン玖波

細川まさこを励ます会

5月29日(日)14:00～
総合市民会館2階研修室



ないないづくしの地方議会

議会には出来ないことが沢山あります。議会の招集権は市長にあります。議会の予算や人事も市長の権限です。議員には政策立案に必要なスタッフもおりません。このような状況で責任ある提案をすることが可能でしょうか？

大竹市議会では昨年12月、再編交付金の使途について市長に提案しました。議員同士が賛成反対の立場から討論し、事業の必要性と効果について議論した作業は全国的にも注目されています（月刊ガバナンス5月号に掲載されました）。私はこの作業の中で、政策立案の難しさを実感しました。

地方議会の2つの選択肢について

明治大学政治経済学部教授 中邨章氏は、2つの選択肢を提案しています。

ひとつは、行政の監視役に徹すること。住民に変わって市長や行政の行動や成果をチェックすることを議会の役割とします。そのためには、議員定数を削減することには慎重になるべき。

もう一つは、引き続き立法府として機能すること。そのためには議員を少数精鋭にして、余った予算を議員の報酬アップや議員の立法作業を援助することに充てるべき。議員個人で政策形成作業を進めるには限界があり、現状では市長提案に対抗できない。（日経グローバル3/7）

大竹市議会のあり方はどちらがふさわしいのか、それとも別の選択肢を探すのか、今後も皆様とご一緒に議論をすることが大切だと思います。